

大分県建設業経営力強化支援事業実施要領

平成20年4月10日 制定
平成21年3月30日 改正
平成22年3月29日 改正
平成24年3月28日 改正
平成24年9月28日 改正
平成27年4月 1日 改正

1 趣旨及び目的

建設産業は、社会資本整備の担い手であり、地域において多くの雇用の機会を提供するなど、地域経済に果たす役割は重大であるが、公共工事発注額の減少に伴う競争の激化等により厳しい経営環境に直面している。地域の主要産業のひとつである建設産業の活力の低下は、地域経済そのものの活力の低下につながるものであるため、建設産業の再生を支援し、振興を図ることは喫緊の課題となっている。

この事業は、県内における建設業者の経営力強化を図るため、他の同業者と合併等を行う者及び新分野進出の検討を行う者を支援することを目的とする。

2 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可（以下、建設業許可）を有すること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

3 用語の定義

この事業において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「合併等」とは、合併等を行う法人の全てが前項の対象事業者該当し且つ、「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請時期（昭和39年大分県告示第481号）」に規定する競争入札参加資格（以下、競争入札参加資格）を有する者を1者以上含む合併、営業譲渡、又は会社分割をいう。

ただし、合併等の契約日において、次のア～エのいずれかに該当するものは、人的関係又は資金的関係のある法人間の合併等とみなして対象外とする。

- ア 一つの法人の代表者が合併等を行うその他の1以上の法人（以下、その他の法人）の代表者と同一人物である場合
- イ 一つの法人の代表者の配偶者又は三親等内の親族が、その他の法人の代表者である場合
- ウ 一つの法人又は法人の役員がその他の法人の議決権（株式等）の50パーセント以上を所有している場合
- エ 同一人物（株主）が、その他の法人の議決権の3分の2以上を有する場合

- (2) 「新分野」とは、日本標準産業分類の大分類を基準として、「建設業」以外の大分類に属する事業をいう。ただし、既に進出している事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により規制の対象となる営業、経営力強化を目的としないもの（宗教法人の設立等）及び他の者に資金を融通するもの（金融業等）を除く。

(3) 「経営革新計画承認企業」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)による経営革新計画の承認を受けた者をいう。

4 事業の種類

事業ごとの支援内容は別表のとおりとする。

ただし、新分野進出支援事業の進出計画策定型の支援対象者は、当該事業の支援によって進出が見込まれる者(経営革新計画承認企業を含む。)とする。

5 事業の採択

(1) 企業合併等支援事業の支援を希望する者は、次に掲げる書類を所管する土木事務所を経由して知事あてに提出するものとする。

① 合併等計画書(様式1)

② 入札参加資格付与通知書(写し。合併する全ての法人の分。競争入札参加資格を有していない法人においては建設業許可通知書。)

③ 合併契約日における株主(出資者)一覧表

(合併契約日が未到来の場合には直近のもの)

(2) 新分野進出支援事業の支援を希望する者は、次に掲げる書類を所管する土木事務所を経由して知事あてに提出するものとする。

① 新分野進出支援事業実施計画書(様式2)

② 建設業許可通知書(写し)

③ その他必要に応じて進出を検討する新分野を説明する書類

④ 進出計画策定型の支援を希望する者で、経営革新計画承認企業はその承認書の写し。

(3) 知事は、前二号により提出があった場合は、その都度、支援の適否を判断し、その旨を提出者あて通知するものとする。

(4) (3)により「適」の通知を受けた後、事業の延期又は中止等をする場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(5) 新分野進出支援事業においては、当該事業の支援を受けたことのある者が異なる年度に異なる業種について支援を受けること、基礎調査型で支援済みの者が同じ業種について異なる年度に進出計画策定型の支援を受けることを妨げない。

(6) 平成20年度又は平成21年度に新分野進出支援事業の支援を受けた者は、その業種について基礎調査型で支援済みの者とみなす。

6 県の助成

知事は、予算の範囲内において、上記5により採択された事業について、別に定める大分県建設業経営力強化支援事業補助金交付要綱により助成するものとする。

(附則)

この実施要領は、平成20年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、平成21年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、平成22年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、平成24年度の予算に係る大分県建設業経営力強化支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、平成24年10月1日から適用する。

(附則)

改正実施要領は、平成27年4月1日から適用する。

別表

事業名	支援内容	
企業合併等支援事業	<p>経営力強化を図るため、合併等を行う建設業者を支援する。 <支援対象経費> 合併等のために要する経費で、原則として合併等の契約締結日以後に発生するもののうち、次に掲げるもの。 ただし、租税公課、消費税・地方消費税は対象外とする。</p> <p>①合併等の会計処理等に係る経費 ・税理士報酬等</p> <p>②合併等のための商業登記に係る経費 ・商業登記登録免許税 ・司法書士報酬等</p> <p>③合併等の公告に係る経費（官報・日刊新聞紙掲載） ・公告掲載費 ・決算書掲載費等</p> <p>④合併等の日を審査基準日とする経営事項審査を受けるための経費 ・経営事項審査申請費用等（行政書士報酬を含む） ※ 建設業許可申請費用を含む。</p>	
新分野進出支援事業	<p>経営力強化を図るため、新分野進出に取り組む建設業者を支援する。 <支援対象経費> 新分野進出の検討に要する経費のうち、次に掲げるもの。旅費を含む場合、支援対象は一旅程につき、3名までとする。 ただし、消費税・地方消費税は対象外とする。</p>	
	基礎調査型	<p>①委託費 コンサルタント等専門家の派遣等に係る経費</p> <p>②先進地等研修調査費 先進事例等の情報収集のための研修に要する旅費及び宿泊費等</p> <p>③その他調査に必要な経費</p>
	進出計画策定型	<p>①委託費 コンサルタント等専門家の派遣等に係る経費</p> <p>②試験研究費 試作品の作成に要する材料費、機械の賃借料等</p> <p>③市場調査費 消費動向等調査に要する経費（賃借料、賃金及び店舗の維持管理費等）</p> <p>④その他計画策定に必要な経費</p>